

陳情書の処理に関する内規

平成24年6月20日 議会運営委員会決定

1. 会議規則中「議長が必要であると認めるものは」という議長判断は、議会運営委員会の決定によるものとする。
2. 議会運営委員会において、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、請願書と同様の扱い〔本会議に上程し、委員会付託、委員会審議、本会議採決〕としないこととする。
 - (1) 基本的人権を否定する等、違法又は明らかに公序良俗に反する内容のもの。
 - (2) 裁判判決の変更を求めるものや、係争中の裁判事件に干渉する等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
 - (3) 個人、団体等を誹謗中傷し、その者の名誉を毀損又は信用失墜のおそれのあるもの。
 - (4) 公益上の必要がなく、単に個人の秘密を暴露するもの。
 - (5) 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
 - (6) すでに願意が達成されているもの、もしくは実現の見通しが明らかなもの。
 - (7) 明らかに実現性がないもの。
 - (8) 1年以内に議決されたものと同趣旨のもの。
 - (9) 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの。
 - (10) 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの。
 - (11) 前各号のほか、議会が関与することが適当でないと認められるもの。
3. 請願書と同様の扱いとしないと決定したものについては、次のように取り扱うこととする。
 - (1) 議員及び執行者等への配布にとどめる。ただし、配布することが適当でないと認めるものは、この限りでない。
 - (2) 議会基本条例第6条第4項の規定は適用しないものとする。
 - (3) その結果に理由を付して、陳情者（陳情者が2人以上の場合は、その代表者）に通知する。
4. 市外の方から提出された陳情については、配布にとどめる。

※上記1の「会議規則中」とは、加西市議会会議規則の次の規定のことです。

第101条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。